

IV 教員組織

1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等	専任教員数					設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人当た りの在籍学生数 (表14(B) /表19(A))	特任教員 (外数)	兼任教員数				兼 任 教員数	備 考
	教授	助教授	講 師	計 (A)	助手				教授	助教授	講 師	計		
経済学部 経済学科	26	12	5	43	0	20	40.2	0	44	20	16	80	35	
計	26	12	5	43	0	20		0	44	20	16	80	35	
経営学部 経営学科	25	11	5	41	0	20	42.1	0	49	25	14	88	51	
計	25	11	5	41	0	20		0	49	25	14	88	51	
人文学部 英語英米文学科	6	4	2	12	0	6	31.7	0	61	25	19	105	19	
社会学科	13	3	2	20	0	10		0	61	32	17	110	44	
計	19	7	6	32	0	16		0	122	57	36	215	63	
法学部 法学科	12	7	6	25	0	15	39.6	0	68	26	14	108	22	
計	12	7	6	25	0	15		0	68	26	14	108	22	
経済学研究科 経済学専攻	0	0	0	0	0			0	16	1	0	17	1	
計	0	0	0	0	0			0	16	1	0	17	1	
経営学研究科 経営学専攻	0	0	0	0	0			0	10	1	0	11	1	
計	0	0	0	0	0			0	10	1	0	11	1	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数						43								
合 計	82	37	22	141	0	114		0	309	130	80	519	173	

*学長は経営学部を含む。

[注] 1 教員については、学部・大学院研究科・研究所等、各所属組織ごとに記載すること。

2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄にその名称を記載すること。

3 専任とは、常勤する者をいい、兼任とは、学外からの兼務者をいう。なお、国立大学所属教員については、兼任、兼任を共に併任ということもあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。また、併設短期大学からの兼務者も兼任教員に含めること。

4 客員教授、特任教授及びこれに準じる者については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」、「助教授」、「講師」の該当する欄に含めて記入し、それ以外の特任者等については「特任教員（外数）」欄にその数を記入すること。

5 専任教員数の計（A）欄には、教授、助教授、講師の合計数を記入すること。

6 「助手」とは、主として教育研究に従事する者を指す。また、助手に準じる専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）やティーチングアシスタント、リサーチアシスタントがいる場合は、「備考」欄にそのおのおのの名称と人数を記入すること。

7 大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら兼任によって行われている場合は、「兼任教員」欄に該当する教員の数を記入し、「専任教員1人当たりの在籍学生数」の算出は、その兼任教員数によって行うこと。またその場合、他学部・他研究科等からの兼任者は「兼任教員」欄に含めないこと。

8 大学院大学にあつては、設置する研究科・専攻について「設置基準上必要専任教員数」を記入すること。

2 専任教員個別表

〈個人情報を含むため掲載しておりません〉